

平成15年度学術委員会 学術第1小委員会報告

病院薬剤部・薬局の整備，構造，機能基準の改定に関する研究

高知大学医学部附属病院

西岡 豊 Yutaka NISHIOKA

兵庫医科大学病院

門林 宗男 Muneco KADOBAYASHI

徳島大学医学部・歯学部附属病院

水口 和生 Kazuo MINAKUCHI

鳥取大学医学部附属病院

大坪 健司 Kenji OTSUBO

広島大学医学部・歯学部附属病院

木平 健治 Kenji KIHIRA

山梨大学医学部附属病院

小口 敏夫 Toshio OGUCHI

高知大学医学部附属病院

京谷庄二郎 Shojiro KYOTANI

はじめに

近年，病院・診療所の新設，増改築が盛んに行われ，病院薬剤業務の変遷と共に，それに対応した施設基準の改定の必要性については衆目の一致した意見である。なぜなら，現在我々に示されている施設基準は20数年前に朝長らにより作成されたものである。その後は，薬剤師関連の学会や雑誌等を調査しても，その多くはそれぞれの施設における業務の改善，新規設備機器の導入効果等の報告であり，病院薬剤部・薬局を総合的に判断し，あるべき姿を明示した施設基準に関する報告はみられない。最近では病院・診療所におけるIT化の進展が目覚しく，薬剤業務にとってもオーダリングシステムの導入と共に自動調剤システム等，数々のIT機器の開発・導入が図られてきた。また，入院患者に対する薬剤管理指導，外来患者に対する医薬品情報の提供，高カロリー輸液等の無菌調製等が薬剤師業務として定着し，薬剤師に求められる業務は，調剤業務（狭義）を中心とした業務から大きく様変わりした。

これらを背景に，表記の課題を主題とする学術第1小委員会が発足した。病院薬剤部・薬局の整備，構造，機能基準の改定案を作成するには，病院・診療所の薬剤師業務の内容を十分把握し，さらに，これまで報告された多くの関係論文や提案事項等を調査すると共に，全国の病院薬剤部・薬局の実情を把握する必要がある。そこで当委員会は，これまで報告された多くの関係論文や提案事項等の調査を行い，現状の薬剤業務に合った基準原案を検討した。また今後継続して，基準原案に対する全国の病院の評価を受け新しい標記の基準を作成する必要がある。

機能基準を作成するにあたり，「施設基準作成のスタン

ス」，「病院薬剤部・薬局に求められる標準的業務（機能）基準の作成」について委員会で検討を行い，以下のよう

1. 施設基準作成の基本的な理念

- ①患者中心の医療サービスを可能にすること。
- ②患者増等の将来の見通しを的確にすること。
- ③院内他部門との有機的な機能の円滑を図ること。
- ④業務の能率化，合理化を図ること。
- ⑤働きやすい環境，設備への配慮をすること。
- ⑥薬剤師の専門性を発揮させるよう努めること。
- ⑦医薬品の特殊性を配慮すること。
- ⑧経営合理化へ配慮すること（管理費，維持費）。
- ⑨その他

2. 病院薬剤部・薬局の業務内容の把握

日本病院薬剤師会薬剤業務委員会の「病院薬剤師のための業務チェックリスト」および文献調査等を行い，既発表業務基準および提案事項等を取りまとめ検討した。

3. 病院薬剤部・薬局に求められる標準的業務基準の作成

a. 機能別分類

- ①特定機能病院等（大学附属病院等）
- ②一般病院（急性期）
- ③一般病院（混合型）
- ④一般病院（療養型）
- ⑤精神病院等

b. 業務（機能）基準（案）

薬剤業務委員会の「業務チェックリスト」および文献等を参考に委員会で業務（機能）基準案を検討した。次年度以降，検討した課題を取りまとめると共に，以下の項目についても検討を行う予定である。

4. 病院薬剤部・薬局の標準的施設基準の作成

標準的業務の作成と同様に，委員会で原案を作成して

公表し、全国的に意見を集約して評価し、原案を修正して答申案とする。施設基準は、業務（機能）基準と関連性が強く、対で検討を行う。

IT化の進展と共に各部門間の連携、医療情報の共有化等を模索した全病院的な見地から薬剤部・薬局の施設基準を考える必要がある。従って、病院・診療所への総合医療情報システム導入を前提とした調剤関連機器（自動錠剤包装機、自動薬袋作成機、調剤監査機器、注射薬自動取り揃え装置等）の設備備品に加え、医薬品情報や薬物療法に伴う医療情報の提供・参照（診療側や患者を対象）等のシステムについても施設基準に盛り込みたい。

5. 施設基準改正のポイントと見解

新規作成の施設基準について、従来の施設基準と比較した改正内容の見解を委員会として明示する。特に薬剤管理指導等業務内容の拡充、IT化の推進による自動調剤機器等の設備備品の導入が図られ、従来の施設基準に比

べて薬剤部・薬局そのものの抜本的な改正案を提案したい。また、現状における病院薬剤師の関心事項については、最重点課題として改正案に盛り込む。

今後のスケジュールは以下の通りである。

平成16年度：

- a. 作成した業務（機能）基準について評価を受ける。
- b. 薬剤部・薬局の施設基準の原案を作成する。
- c. 作成した施設基準の原案について評価を受ける。
- d. 標準的モデル病院を調査する。

平成17年度：

- a. 薬剤部・薬局の業務（機能）基準を答申する。
- b. 薬剤部・薬局の施設基準を答申する。
- c. 作成した基準の主な改正内容等について、見解を明示する。